

高槻市ヤングケアラーピアサポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者(以下「ヤングケアラー」という。)を早期に把握し、適切な支援につなげるため、市が行う「高槻市ヤングケアラーピアサポート事業」(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、ヤングケアラーに対し、居場所の設置やイベントの開催等、当事者同士の交流や社会とつながる機会を提供することでヤングケアラーの早期発見・把握、当事者の孤独・孤立感の軽減を図る。また、元ヤングケアラーや家族介護支援者等が所属している支援者団体等がメールや電話等での相談や面談等を通して悩みの傾聴を行うほか、福祉サービス等の手続き同行や寄り添い型の相談支援を実施することにより、ヤングケアラーの負担軽減や生活環境を改善することを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、市とする。ただし、市が適切と認めた者に委託等を行うことができる。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、市内に在住、在学、在勤している概ね29歳までのヤングケアラー、又はその家庭に属する者等とする。

(実施内容)

第5条 本事業の実施者は、対象者に対して、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1)メールや電話等での相談、面談等への対応
- (2)居場所の設置・提供
- (3)必要な福祉サービス等へのつなぎ、同行支援
- (4)学校、地域団体等の関係機関及び市との連携
- (5)交流会やイベント等の開催
- (6)支援に係る情報の提供
- (7)前各号に掲げるもののほか、市が必要と認めるもの

(個人情報の保護等)

第6条 第3条ただし書きの規定により事業の委託を受けた者(以下「事業者」という。)は、公共の業務に携わる重要性及び個人情報を取り扱う重要性を十分に認識し、本事業の実施において入手した個人情報の管理にあたり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣旨を踏まえ、その適切な管理を図らなければならない。

2 事業者及びその従事者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第7条 事業者は、市の定める期日までに次の各号に定める報告書を提出すること。

- (1) 日毎の実施状況については、ヤングケアラーピアサポート事業実施報告書(日報)(様式第1号)に記入し、市に報告すること。
- (2) 月毎の実施状況については、ヤングケアラーピアサポート事業実績報告書(月報)(様式第2号)に記入し、市に報告すること。

(実施の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は所管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。